

## 別紙2「委託細目書」

- 1 乙は、保安規程に基づき、別紙1に掲げる事業場の保安全管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告します。報告を受けた甲は、その記録（乙の氏名を含む）を確認及び保存するものとします。また、技術基準に適合しない事項がある場合は必要な助言を行うこと。
  - (1) 自家用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う自家用電気工作物の点検、測定及び試験（以下、定期点検をいいます。）
  - (2) 電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、自家用電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への助言を行うとともに、状況に応じて、臨時点検を行います。
  - (3) 中部近畿産業保安監督部近畿支部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言
  - (4) 法令に基づく立入検査への立会い
  - (5) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び試験
    - ア 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。
  - (6) その他、乙がこの契約を履行するために必要な事項
- 2 定期点検は、8. 定期点検、別表1「点検及び試験の基準」のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行います。
- 3 工事期間中の点検は、別表1「点検及び試験の基準」に定める月次点検の外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行います。
- 4 乙が、保安規程に基づき、保安全管理業務を自ら実施します。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる電気工作物であって、乙の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が乙により確認されているものに係る保安全管理業務については、この限りではありません。
  - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な電気工作物
    - ア 建築基準の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
    - イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
    - ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
    - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
    - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
  - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
    - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
    - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
    - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
    - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
    - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
  - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 5 別表1「点検及び試験の基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。
- (1) 月次点検は、自家用電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施します。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがあります。
  - (2) 年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。
  - (3) 定期点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の助言を行うために必要な時間とします。
  - (4) 定期点検時には別表「点検基準」に記載の点検のほか、甲に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行います。
- 6 絶縁監視装置を設置している事業場
- (1) 点検は、別表1「点検及び試験の基準」のとおり実施します。
  - (2) 警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとします。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、漏えい警報といいます。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとします。
  - (3) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存します。
- 7 臨時点検及び試験
- 次に掲げる自家用電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じ、高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
- (1) 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、該当する受電設備の全ての自家用電気工作物を対象とすること。
  - (2) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった自家用電気工作物を対象とすること。
  - (3) その他の電気器材に異常が発生した場合は、その自家用電気工作物を対象とすること。
  - (4) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うこと。
- 8 定期点検
- (1) 日常点検
    - ア 別表1「日常巡視」のとおりとします。
  - (2) 月次点検
    - ア 点検頻度
      - ア 毎月1回以上実施します。
      - イ 低圧受電施設は隔月1回以上とします。
      - ウ ただし、使用設備の漏電状況を24時間監視する絶縁監視装置を取り付けた施設は、隔月1回以上の点検を実施します。
    - イ 外観点検
 

別表2「点検及び試験の基準」の通りとします。
    - ウ 測定
 

電圧値の適否及び過負荷等について測定すること。測定項目は次のとおりとします。

部位	測定項目	測定対象
受電部	電圧値、負荷電流値、デマンド値、力率	
変電部	電圧値、負荷電流値、デマンド値	全相、全トランス
- (3) 年次点検
  - ア 月次点検の要件に加え、次の要件に従って行います。
  - イ 点検頻度

1年に1回以上行います。

ウ 外観点検

別表2「点検及び試験の基準」の通りとします。

エ 但し、信頼性が高く、かつ、次のロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができます。

オ 確認事項

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用

オ 予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

カ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

キ その他必要に応じた測定・試験を行います。

(4) 臨時点検及び試験

ア 次に掲げる自家用電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じ、高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

イ 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、該当する受電設備の全ての自家用電気工作物を対象とすること。

ウ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった自家用電気工作物を対象とすること。

エ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その自家用電気工作物を対象とすること。

オ 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うこと。

以上